

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

4. 本人以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	2 6.1%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	145 93.5%	6 3.9%	1 0.6%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	234 92.1%	10 3.9%	6 2.4%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 「産業医等をはじめ産業看護職」→「主治医」 ・ 理想であるが、本人以外に知る者に対しても守秘義務があることを教育しておく				1 1
不要 ・ 《4》1)3と同じ意味 ・ 医療福祉関係、自衛官や警察・消防以外は不要 ・ 検査自体するべきではない ・ 現行の抗体検査まででよい ・ 事業所で実施するのであれば産業医は知っておくべきだと思う ・ 小規模事業所などで実施可能か不明	1 1		2	1 1 1
修正が必要 ・ 「不用意に」削除 ・ 「本人以外が」→「本人以外の人」が ・ 産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき ・ 事業者は承知するべきである	1		1 1	1

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

5. 検査結果に関して、労働者が産業医等をはじめ産業看護職に相談できる体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	1 2.8%	3 8.3%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	32 97.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	148 95.5%	2 1.3%	2 1.3%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	3 1.2%	6 2.4%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 業務によっては報告させるべきものもある ・ 小規模事業所では難しい。糖尿病や高血圧症のほうが優先度が高いと思う。		1	1	
不要 ・ 検査自体するべきではない	1			
修正が必要 ・ 「産業医等をはじめ産業看護職」→「産業医」 ・ 「産業看護職」削除 ・ 50名以下の事業所では地域産業保健センターに相談する。 ・ 産業医や産業看護職である必要はない ・ 主治医と連携して				1 1 1

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

6. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果を受けて精密検査として肝炎ウイルス検査を受診した場合でも、その結果の提出は労働者の意志に従うこと。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
専属産業医	55	36	65.5%	28	77.8%	5	13.9%	2	5.6%	1	2.8%
嘱託産業医	56	30	53.6%	25	83.3%	2	6.7%	2	6.7%	1	3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	21	63.6%	4	12.1%	6	18.2%	2	6.1%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	133	85.8%	9	5.8%	8	5.2%	5	3.2%
合計	505	254	50.3%	207	81.5%	20	7.9%	18	7.1%	9	3.5%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 「結果の提出」の意味が分からない ・ なんとでもいい難い ・ 事業者、健保の負担で行っている場合、結果を提出する必要がある	1		1 1	
同意できる ・ ただし、受診は本人の希望に任せる ・ 強調するべきだと思います	1			1
不要 ・ ? ・ 安衛法以外の受診や受療は事業者は管理事項と切り離して考えるべき ・ 企業で行う場合は事業主は知っていてもよい ・ 現行の抗体検査まででよい ・ 言わなくてもよい ・ 事業者が検査費用を負担した場合、困難なケースがある ・ 事業者が知らないと職場環境の改善に支障をきたす。HIVほど厳重な守秘義務は不要。 ・ 事業所が管理する意味を持たせるために結果の提出をさせるべき ・ 事業所で実施するのであれば産業医は知っておくべきだと思う ・ 内容が分かりにくい ・ 二次検査は事業者責任ではないので、私病扱いとなるので不要。	1 1 1 1	1	1 1	1 1
修正が必要 ・ 「結果の提出」先が事業者か産業医かで異なる ・ 「二次健診の受診勧奨を行う」追加 ・ 「労働者の意志に従うこと」→「産業医が労働者の同意を得て」 ・ 4.1.1～4.1.5が整っている場合は原則提出とする ・ 感染源となりうるので対策が必要。 ・ 極力提出していただくように努める ・ 結果は産業医が本人に通知する ・ 検査結果の提出を義務とする ・ 検査結果は産業医・事業者が知ることが必要 ・ 産業医には知らせること ・ 産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき ・ 少なくとも産業医は結果を把握する体制が必要。労働者の意志がすべてでは問題がある。 ・ 他の労働者への感染防止を考えると事業主が結果を把握することは必要である	1	1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1

＜＜4＞＞事業者への提言

2) 一次感染の予防

1. 血液などと接触する場合は、労働者に適切な保護具を着用させること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	34 94.4%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	32 97.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	3 1.9%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	3 1.2%	6 2.4%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・「接触する場合」→「高頻度に接触する場合」				1
不要 ・医療従事者であれば、感染予防で手袋を使用するのは当然である			1	
修正が必要 ・「一次感染」ではなく「二次感染」との区別がつかないので「感染予防」でよい ・「血液など」あいまい ・「接触する場合」→「高頻度に接触する場合」 ・具体的な保護具の記載(ディスポの手袋など) ・事業所内に設置する応急用品と一緒に保護具(手袋など)を設置すること ・保護具を具体的に示す必要がある	1	1		1 1 1

＜4＞事業者への提言

2) 一次感染の予防

2. 業務上の感染を前提とするB型肝炎ワクチンの接種は労働者の経済的な負担をさせないように努めること。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
				数	率	数	率	数	率	数	率
専属産業医	55	36	65.5%	34	94.4%	0	0.0%	2	5.6%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27	90.0%	0	0.0%	3	10.0%	0	0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30	90.9%	0	0.0%	3	9.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	145	93.5%	4	2.6%	2	1.3%	4	2.6%
合計	505	254	50.3%	236	92.9%	4	1.6%	10	3.9%	4	1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 意味不明 ・ 労災認定	1			1
不要 ・ 経費の負担は誰が行うのか ・ 行政への提言である				1 1
修正が必要 ・ 「感染を前提」→「感染の危険性を前提」 ・ 「労働者の経済的な負担をさせないように努めること」→「事業所負担で実施すること」 ・ ワクチンは感染防止が目的。 ・ 業務上明らかにリスクがある場合は経済的な負担はさせないようにするべきである ・ 事業主の負担で行うこと ・ 自己管理とし、本人負担が望ましい ・ 相互負担させるべき ・ 努力義務ではなく、義務にするべき ・ 本人の同意を求める	1	1	1	1 1

《4》事業者への提言

2) 一次感染の予防

3. 海外派遣労働者の対策においては、信頼できる現地の医療機関を事前に調査し、適切に対処できるように対応マニュアルを作成しておくこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	31 86.1%	1 2.8%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	1 3.3%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	1 3.0%	3 9.1%	1 3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	138 89.0%	5 3.2%	7 4.5%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	225 88.6%	7 2.8%	15 5.9%	7 2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				1
・ 海外からの就労者はどうするか(ほとんどがパートである)				1
・ 海外は千差万別であるため、ケースバイケースである			1	
同意できる		1		
・ ハイリスクとは検査してはじめて分かることではないか?	1			
・ 肝炎のみにここまでやるのはやりすぎ				
不要				1
・ 海外での医療機関を知ることは困難である。				1
・ 事前調査は困難である				1
・ 想定している業務、場面が分かりにくい			1	
修正が必要			1	
・ 「海外派遣労働者の対策においては」→「感染リスクの高い出張業務については」	1			
・ 「現地の」削除				1
・ できるかぎり				1
・ ワクチン接種を勧める文章を加える(HAV,HBV)			1	
・ ワクチン接種を日本で実施しておくほうがよい(特に発展途上国)		1		
・ 汚染地域ではワクチン接種を行ってから派遣すること				1
・ 海外の医療事情などは簡単に分からない				1
・ 現地の信頼できる医療機関の選定は事業者には無理である。国などの公的機関で医療機関のリストなど対応マニュアルを対策を。				1
・ 産業医、管理医の判断に従って	1			
・ 事業所ではなく、海外法人医療基金などが行うこと	1			
・ 実際的に可能か?			1	
・ 正論だが、実際には可能かどうか難しいところ	1			
・ 調査方法等をアドバイスする公的機関があれば可能				1
・ 同意できるが、実際は困難である				1
・ 派遣会社などで調査して欲しい				1

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

1. 事故後に実施すべき事項に関してマニュアルを作成しておくこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	34 94.4%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	31 93.9%	1 3.0%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	4 1.6%	4 1.6%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。				1
不要 ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 肝炎のリスクはきわめて低い	1		1	
修正が必要 ・ 「高リスク職場においては」 ・ マニュアルを作成し、従業員に周知徹底を図ること ・ 何でもマニュアル化は賛成できない。マニュアルを作らなくてはならないようなことでもうまくいけますか？ ・ 標準マニュアルがあれば可能	1		1	1 1

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

2. 産業医等が感染者および感染源となった者の両者に十分な説明を行い、医療機関を受診させるように勧めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	36 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	1 3.0%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	239 94.1%	3 1.2%	8 3.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 「感染者および感染源となった者」→「感染者および感染源となった者、職場管理者」 ・ 《4》3)3と順序が逆では？ ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。		1		1
不要 ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 全例感染源の特定、断定は困難			1	1
修正が必要 ・ 「医療機関を受診させるように勧めること」→「ウイルス検査を含めた適切な事後措置を受けるように勧めること」 ・ 「両者に十分な説明を行い」→「両者別々に十分な説明を行い」 ・ 感染源をどのようにして知るのがのマニュアルが必要 ・ 産業医の仕事ではないのでは？ ・ 事故が発生してから何日以内に受診するべきかを具体的に。 ・ 説明する内容を具体的に例示(例事故マニュアル内容、ウイルス検査の重要性など) ・ 必要なだから、勧告ではないのか ・ 表現が分かりにくい		1	1	1

＜4＞事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

3. 産業医等は、感染源となった者に対してウイルス検査を受診することの重要性を説明すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	31 86.1%	4 11.1%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	26 86.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	27 81.8%	4 12.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	142 91.6%	7 4.5%	1 0.6%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	226 89.0%	17 6.7%	6 2.4%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。				1
不要 ・ <<4>>3)2とまとめてみてはどうか ・ <<4>>3)2と重複している ・ <<4>>3)2と同じこと ・ <<4>>3)2に含まれる ・ <<4>>3)2に含められる ・ 医療機関の主治医が行うべきものである ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 感染のハイリスク事故とウイルス検査は無関係 ・ 感染源という表現はすでに特定されているものでは？ ・ 事前のウイルス検査なしに感染源とは特定できないのでは？ ・ 全例感染源の特定、断定は困難		1		
修正が必要 ・ 「ウイルス検査を受診すること」→「ウイルス検査や治療を受けることの重要性」 ・ 「感染源となった者に対して」→「感染源となった者の既往歴を十分聴取し、」 ・ 産業医の仕事ではないのでは？ ・ 発生してから説明するのではなく、事前に教育をしておけばよいのでは？ ・ 表現を1,3と矛盾しないようにすること	1		1	1

《4》事業者への提言

3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応

4. 検査結果は感染者および感染源となった者のみ伝達すること。双方以外が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないような体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	33 91.7%	0 0.0%	3 8.3%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	2 1.3%	2 1.3%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	238 93.7%	4 1.6%	8 3.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 感染しやすい職場に対して実施する ・ 肝炎ウイルス対策の重要な職務とそうでない職務がある。 ・ 職場での感染拡大の起これのあるときはラインでも予防が必要。個人が特定できないようにして知らせる。 ・ 理想的です				1 1 1 1
不要 ・ 一般の職場で感染のハイリスク事故は考えにくく、すべての事業者に提言する必要があると思えない ・ 全例感染源の特定、断定は困難			1	1
修正が必要 ・ 「感染者および感染源となった者のみ」→「感染者および感染源となった者、職場管理者のみ」 ・ 「情報が不用意に漏洩することのない体制とする」 ・ 《4》1)3と同じ ・ 感染者の結果を感染源となった者に伝える必要はない ・ 事業者、安全管理者は承知すべきである ・ 事業主、産業医も知った上で対策を講ずるほうがよいのでは？	1 1 1		1	1 1

＜4＞事業者への提言

4) ウイルス肝炎の教育

1. 新入社員教育研修やその他の各種研修・教育のプログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	27 75.0%	3 8.3%	6 16.7%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	23 76.7%	3 10.0%	4 13.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	27 81.8%	3 9.1%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	130 83.9%	14 9.0%	8 5.2%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	207 81.5%	23 9.1%	21 8.3%	3 1.2%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
同意できる ・ HCVについてはHIVと同等の知識の充実を図る ・ 中小企業では、ウイルス検査は就業上の措置とプライバシー保護の観点から実施困難であろう。				1
不要 ・ ハイリスク職場など職場によっては必要 ・ 肝炎のみ特別に扱うべきではない ・ 肝炎以外にも必要な教育がある。教育は肝炎だけでよいのか？ ・ 血液を介して感染するすべての疾病をカバーすべき ・ 現状で十分対応は可能 ・ 実際にはあまり効果はない。全国民的教育が必要。国および県市町村単位での教育が望まれる。 ・ 新入社員の年代にはウイルス感染者が少ない ・ 必ず必要というわけではない。時間が無限にあるわけではないから。 ・ 必要ない ・ 必要な人のみ。全員に教育する必要はない ・ 不安が差別を助長する		1		1
修正が必要 ・ 「ウイルス肝炎に関する」→「必要があれば、ウイルス肝炎に関する」 ・ 「ウイルス肝炎に関する」→「必要に応じて、ウイルス肝炎に関する」 ・ 「感染の機会を有する職場においては」追加 ・ 「必要があれば」追加 ・ 4.4.1+4.4.2「各種教育・研修プログラムの中にウイルス肝炎に関する教育を組み入れ、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること」 （地域や職場によってウイルス肝炎の重要度が異なる。 教育については具体的な内容を示す必要はない） ・ ウイルス肝炎だけを行っても意味がない。HIVなど血液感染症 ・ 全体について教育を行うべき ・ すべての職種で行う必要はない ・ ハイリスク職名に限定する ・ 医療関係者でない限り、一度の検査のみで十分である ・ 感染リスクの高い職場で実施する ・ 感染リスクの高い職場のみに限るもしくは感染者のみとするか ・ 肝炎よりもHIVの教育が優先 ・ 業種による ・ 新入社員教育研修で実施することは難しいと思われる ・ 新入社員のやるべき研修が多い。STD教育として包括するのであればよい。 ・ 必要に応じて ・ 標準プログラムがあれば可能 ・ 病院等のリスクの高い職場に限るべき	1	1		1

《4》事業者への提言

4) ウイルス肝炎の教育

2. 管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育により、不安や偏見をもたずに部下への対応を行わせること。
 また、職場内でのウイルス肝炎の予防と就業上の配慮等に関する知識を持たせること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27 90.0%	0 0.0%	3 10.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	31 93.9%	2 6.1%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	146 94.2%	3 1.9%	3 1.9%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	236 92.9%	7 2.8%	9 3.5%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 《4》1)1で十分である				1
不要 ・ ウイルス肝炎に限らず、就業上の配慮を求める場合、病名を伝える必要はなく、健診や健康相談の結果として措置内容を伝えれば十分である。 ・ 現状で十分対応は可能 ・ 個別対応で十分 ・ 不安が差別を助長する	1 1		1	1
修正が必要 ・ 「また、～」削除 ・ 「必要があれば～」挿入 ・ 「不安や偏見を持たずに部下への対等を行わせるために管理監督者へのウイルス肝炎の健康教育を行うこと」(教育の実施を促す表現) ・ 感染リスクの高い職場のみに限るもしくは感染者のみとするか ・ 現実問題として理想どおりに行くとは考えにくい。 企業は営利追求をしているから ・ 病院等のリスクの高い職場に限るべき	1		1	1 1

〈4〉事業者への提言

5) 就業上の措置

1. 就業適性は労働者の健康状態と業務との相対的な関係で評価すること。

すなわち、ウイルス肝炎に感染している労働者は一律に就業を禁止するような基準を設けてはならないこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	35 97.2%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30 90.9%	1 3.0%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	147 94.8%	4 2.6%	1 0.6%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	242 95.3%	5 2.0%	4 1.6%	3 1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 〈3〉2)1と同義 ・ 行政の任務とは思えない ・ 本人と上司の話し合いで決定する	1			1
不要 ・ 他の慢性疾患同様、差別しないのは当然である ・ 提言に値しない			1	1
修正が必要 ・ 「相対的な関係」の意味が分からない ・ 意味が分からない ・ 前半の表現が分かりにくい	1		1 1	1

《4》事業者への提言

5) 就業上の措置

2. 適正配置に関する規定は労働法規、労使協定、就業規則など上位の規定に基づいたものとする。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
専属産業医	55	36	65.5%	31	86.1%	3	8.3%	1	2.8%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28	93.3%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29	87.9%	2	6.1%	2	6.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	142	91.6%	6	3.9%	2	1.3%	3	1.9%
合計	505	254	50.3%	230	90.6%	11	4.3%	6	2.4%	3	1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 意味不明 ・ 内容が理解できない	1			1
不要 ・ 規定のある企業、規定のない企業がある ・ 提言に値しない ・ 当然のことである ・ 労働法規のみでよい(健康診断後の措置や病者への配慮等)	1		1 1	1
修正が必要 ・ 「上位の規定」→「事業所、衛生管理者、産業医、本人の意志に基づいて」 ・ 「上位の規定」→「等の規定」 ・ 具体的に述べたほうがよい ・ 上位の規定に基づき、産業医、主治医の意見も考慮したほうがよいのでは？ ・ 抽象的で分かりにくい ・ 適正配置は一概に決められないと思います		1	1 1	1 1

＜4＞事業者への提言

5) 就業上の措置

3. ウイルス肝炎による就業上の措置に関与した人事や衛生の担当者は労働者のプライバシー保護に十分留意し、情報を保管する場合は、守秘義務のないものが勝手に閲覧したり、目的外に利用されたりしないように安全保護を徹底して保管すること。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
				数	率	数	率	数	率	数	率
専属産業医	55	36	65.5%	35	97.2%	0	0.0%	1	2.8%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29	96.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	146	94.2%	1	0.6%	3	1.9%	5	3.2%
合計	505	254	50.3%	243	95.7%	1	0.4%	4	1.6%	6	2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
同意できる			1	
<ul style="list-style-type: none"> 他の検査情報と同様である 同意するが、現実的に就業上のマニュアル作成がすべての職場に当てはまるものなのか疑問である。 望ましいことである。 			1	1
修正が必要				1
<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉関係以外の業種では、プライバシーについて侵害の危惧のあるものは自己管理として、事業者は取り扱わない。 守秘義務のない人しかしない事業所はどうするのか 守秘義務を行うためには守秘義務の守られなかった場合の罰則規定の定めが必要 理解できるか理想どおりはできない 	1			1

《4》事業者への提言

6) 医療職との連携

産業医が選任されている事業所

1. 事業者はウイルス肝炎に対して、以下の内容について産業医と十分な連携をとり、協力すること。

- 1) ウイルス検査
- 2) 一次感染の予防
- 3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応
- 4) ウイルス肝炎の教育
- 5) 就業上の措置

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
				数	率	数	率	数	率	数	率
専属産業医	55	36	65.5%	30	83.3%	0	0.0%	6	16.7%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29	96.7%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30	90.9%	0	0.0%	3	9.1%	0	0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	144	92.9%	4	2.6%	4	2.6%	3	1.9%
合計	505	254	50.3%	233	91.7%	4	1.6%	14	5.5%	3	1.2%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター				
同意できる ・ マニュアルの作成				1				
不要 ・ 提言に値しない				1				
修正が必要 ・ 「1)ウイルス検査」削除(必要があれば実施する) ・ 「1)ウイルス検査」削除か「1)ウイルス検査の意義」とする ・ 「3)～発生したときの対応」→「発生したときの原因の把握、経過観察、対応」 ・ 「3)職場での感染のハイリスク事故が発生した時の対応、5)就業上の措置」 のみでよい ・ 「産業医」→「産業保健専門職」 ・ 1)ウイルス検査は不要 ・ 1)は不要 ・ 2)一次感染の予防,3)職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応, 5)就業上の措置に関するガイドラインを示すべき(具体的例示が欲しい) ・ 3)は医療機関などでは感染予防委員会が実施している ・ プライバシー保護を追加すべき ・ 一般の労働安全衛生の体系で十分	1	1		1	1		1	1

《4》事業者への提言

6) 医療職との連携

産業医を選任する義務のない事業所

1. 事業者は地域産業保健センターの相談窓口等を利用して、以下について情報を収集するよう努めること

- 1) ウイルス検査
- 2) 一次感染の予防
- 3) 職場で感染のハイリスク事故が発生したときの対応
- 4) ウイルス肝炎の教育
- 5) 就業上の措置

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	28 77.8%	2 5.6%	6 16.7%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	29 96.7%	1 3.3%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	0 0.0%	3 9.1%	1 3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	138 89.0%	4 2.6%	8 5.2%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	224 88.2%	7 2.8%	17 6.7%	6 2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし			1	
同意できる		1		1
不要	1			1
	1	1		1
修正が必要	1			1
	1			2
			1	1
			1	
	1			1
	1			1
			1	1
			1	

《5》行政への提言

1 職域での慢性肝炎の増悪因子を明らかにすること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	28 77.8%	3 8.3%	2 5.6%	3 8.3%
	27 90.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%
	27 81.8%	4 12.1%	0 0.0%	2 6.1%
	131 84.5%	17 11.0%	4 2.6%	3 1.9%
	213 83.9%	24 9.4%	8 3.1%	9 3.5%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ 増悪因子が明らかにされていない現時点では、《2》1～3、《4》1)、5)を 実行することが困難である。			1	
同意できる ・ 行政のみで解明できるかが疑問			1	
不要 ・ ウイルス性肝炎とは直接的ではない ・ 医療従事者意外では職域での感染の機会はないと思われる ・ 医療職が検討すべき課題である ・ 過激に解釈されれば差別につながる ・ 学問の進歩に伴い自ずから方向は決まるので実行する必要はない。 研究と現実社会の差を考える必要がある。 ・ 個別に対応すればよい ・ 行政が関与する必要があるのか？ ・ 行政への提言内容であるか疑問 ・ 職域での増悪因子は一般的にはない ・ 職域に増悪因子があるのか？それに税金を使うのか？ ・ 日本肝臓学会の提言をすすめる ・ 明白である	1			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
修正が必要 ・ 「行政」→「学会」ではないか？ ・ アルコールなど薬物以外で確実な増悪因子があるのか？ ・ その都度判断で ・ 検査費用の補助を要求すべき ・ 行政のできることはない気がする。検討委員会の設置？ ・ 国の過大費用をかけずに行うこと ・ 職域に限定する必要はない ・ 増悪因子が判明し、それを持って本人に就業制限を課した際、本人がそれを 拒否したらどうするか？	1		1	1 1 1 1

《5》行政への提言
考えられる増悪因子を挙げてください。

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推 進センター	地域産業保 健センター	合計
1 有機溶剤	6	5	2	6	19
2 特定化学物質	2	5	3	2	12
3 有害業務	1	0	0	2	3
4 暑熱環境	0	0	0	2	2
5 職場環境	0	0	0	1	1
6 労働強度	2	4	1	1	8
7 過重労働	5	6	9	19	39
8 労働時間	7	3	0	4	14
9 深夜勤務	1	1	2	3	7
10 労働形態	0	1	0	0	1
11 交替勤務	3	3	1	3	10
12 過労、疲労	0	4	5	19	28
13 ストレス	2	4	3	11	20
14 生活習慣	0	1	0	2	3
15 飲酒	11	7	6	20	44
16 薬剤	1	1	1	3	6
17 食事	0	0	0	3	3
18 食事(偏食)	0	0	0	1	1
19 食事(過食)	1	1	0	0	2
20 食事(栄養不足)	0	0	1	2	3
21 食事(不規則)	0	0	0	1	1
22 接待	2	0	0	3	5
23 肥満	0	1	0	1	2
24 喫煙	0	0	0	2	2
25 睡眠不足	0	0	2	3	5
26 血液汚染	0	0	0	3	3
27 治療中断	1	0	0	0	1
28 治療困難な状態	0	0	1	1	2
29 病識不足	0	0	1	2	3
30 その他	1	1	0	1	3

＜6＞この提言の拡大解釈

1 本提言は原則として既知の肝炎ウイルスであるB型肝炎ウイルスおよびC型肝炎ウイルス感染者を、対象とした提言であるが未だに病原体が同定されていないウイルスが疑われる慢性肝炎についても拡大適用されることが望まれる。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

同意		不要		修正		無回答	
26	72.2%	7	19.4%	2	5.6%	1	2.8%
20	66.7%	3	10.0%	4	13.3%	3	10.0%
23	69.7%	8	24.2%	1	3.0%	1	3.0%
121	78.1%	21	13.5%	9	5.8%	4	2.6%
190	74.8%	39	15.4%	16	6.3%	9	3.5%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし				
・ 肝炎のみの拡大でいいのか？		1		
同意できる				
・ 学問の進歩と追従していくのであるから直ちに拡大できるかどうか疑問			1	
不要				
・ HBV、HCV以外は慢性化しない				1
・ アルコール性肝障害が残るので、現状ではHBV、HCVのみで十分				1
・ ウイルスは同定されてからのほうがよい		1		
・ ケースバイケースである				1
・ まず、HBV、HCVを対象にするべき				1
・ 医学的に解明されてからのほうがよい				1
・ 医学的根拠が乏しい	1			
・ 因果がはっきりわかっていることだけが望ましい	1			
・ 何を指しているかが不明		1		
・ 拡大適用が望まれるが否か不明である				1
・ 拡大適用の範囲が不明。対象となる疾患が定まらなくては対策が難しい。 肝炎のみでなく、普遍的な疾病の取り扱いの提言が可能であるならそのほうがよい。	1			
・ 既知の肝炎ウイルスだけでないと、無用の不安やプライバシーを侵害しかねない検査をしてしまう。			1	
・ 原因、対応策がはっきりしていないものに適用するべきではない。 不安を助長させるだけである。		1		
・ 際限がなくなり、産業医に対しても無理な要求である				1
・ 産業医として適切な説明ができないので不要				1
・ 時期尚早	1			
・ 時期尚早である			1	
・ 慎重であったほうがよい				1
・ 提言のウイルス検査が何を意味するのか分からなくなる	1			
・ 適応拡大されすぎて、不安を増大する				1
・ 同定されていないウイルスについてまでさまざまなルールを作るのはいかがかと思われる。			1	
・ 漠然としている				1
・ 費用が増加する。必要があればチェックする				1
・ 病原体が同定されないウイルスによる肝炎は日本ではきわめて稀。 職場が混乱するので不要。	1			
・ 不安を助長する	1			
・ 不安を与えるだけである。				1
・ 不明な時点では必要以上の不安を与え混乱の原因になるのではと思います				1
・ 未知のウイルスということで偏見を生む			1	
・ 未知のウイルスについては性質が分からないので提言できない			1	